

議案第76号

佐野地区衛生施設組合の解散に伴う関係条例の整備について

佐野地区衛生施設組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めます。

令和5年6月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野地区衛生施設組合の解散に伴う関係条例の整備に関する条例

(佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐野市条例第237号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う経過措置)

- 5 令和5年9月30日までに解散前の佐野地区衛生施設組合火葬場条例（平成27年佐野地区衛生施設組合条例第2号）の規定によりなされた指定管理者の指定に係る処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(佐野市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（平成17年佐野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う経過措置)

- 4 令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の職員であった者で引き続き本市に採用された職員のうち、解散前の佐野地区衛生施設組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和37年県南地区し尿処理組合条例第5号）の規定により適用する佐野市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の規定により休職を命ぜられた職員については、この条例に規定する休職を命ぜられたものとみなし、その期間は通算する。

(佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年佐野市

条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う経過措置)

- 4 令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の職員であった者で引き続き本市に採用された職員のうち、解散前の佐野地区衛生施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和37年県南地区し尿処理組合条例第6号)の規定により適用する佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定により処分を受けた職員については、この条例に規定する処分を受けたものとみなし、その期間は通算する。

(佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

- 第4条 佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年佐野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う経過措置)

- 5 令和5年9月30日までに解散前の佐野地区衛生施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和37年県南地区し尿処理組合条例第7号。以下「組合勤務時間条例」という。)の規定により適用する佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなし、病気休暇及び介護休暇の期間並びに特別休暇のうち期間の定めのあるものに係る期間は通算する。

- 6 令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の職員であった者で引き続き本市に採用された職員に対し与えられる年次有給休暇の日数については、第12条第1項の規定にかかわらず、組合勤務時間条例の規定により適用する佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定による年次有給休暇の残日数とする。

(佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 第5条 佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年佐野市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う期末手当の取扱い)

- 4 令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の会計年度任用職員であった者で引き続き本市に採用された職員のうち、同年4月1日以後同組合の会計年度任用職員であった者については、当該会計年度任用職員であった期間を本市の会計年度任用職員であった期間とみなし、第12条第1項において準用する給与条例第17条の2第2項及びこの条例第12条第2項の規定を適用する。

(佐野市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 第6条 佐野市職員の給与に関する条例(平成17年佐野市条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う期末手当及び勤勉手当の取扱い)

- 21 令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の職員であった者で引き続き本市に採用された職員のうち、同年6月2日以後同組合の職員であった者については、当該職員であった期間を本市の職員であった期間とみなし、第17条の2及び第17条の5の規定を適用する。

(佐野地区衛生施設組合の解散に伴うその他の経過措置)

- 22 前項に定めるもののほか、令和5年9月30日までに解散前の佐野地区衛生施設組合職員の給与に関する条例(昭和37年県南地区し尿処理組合条例第9号)の規定により適用する佐野市職員の給与に関する条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為とみなし、期間は通算する。

(佐野市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 第7条 佐野市職員等の旅費に関する条例(平成17年佐野市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う経過措置)

- 4 令和5年9月30日までに解散前の佐野地区衛生施設組合職員等の旅費に関する条例(昭和37年県南地区し尿処理組合条例第10号)の規

定により適用する佐野市職員等の旅費に関する条例の規定によりなされた承認、決定その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

理 由

佐野地区衛生施設組合の解散に伴い、所要の規定を整備するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第76号参考資料

佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～4 (略)</p>	<p>附 則 1～4 (略) <u>(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う経過措置)</u> 5 <u>令和5年9月30日までに解散前の佐野地区衛生施設組合火葬場条例(平成27年佐野地区衛生施設組合条例第2号)の規定によりなされた指定管理者の指定に係る処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</u></p>

佐野市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～3 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略) <u>(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う経過措置)</u> 4 <u>令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の職員であった者で引き続き本市に採用された職員のうち、解散前の佐野地区衛生施設組合職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和37年県南地区し尿処理組合条例第5号)の規定により適用する佐野市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の規定により休職を命ぜられた職員については、この条例に規定する休職を命ぜられたものとみなし、その期間は通算する。</u></p>

佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～3 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略) <u>(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う経過措置)</u> 4 <u>令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の職員であった者で引き続き本市に採用された職員のうち、解散前の佐野地区衛生施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和37年県南地区し尿処理組合条例第6号)の規定により適用する佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定により処分を受けた職員については、この条例に規定する処分を受けたものとみなし、その期間は通算する。</u></p>

佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正案 新旧対照表

(第4条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～4 (略)</p>	<p>附 則 1～4 (略) <u>(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う経過措置)</u> 5 <u>令和5年9月30日までに解散前の佐野地区衛生施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和37年県南地区し尿処理組合条例第7号。以下「組合勤務時間条例」という。)の規定により適用する佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなし、病気休暇及び介護休暇の期間並びに特別休暇のうち期間の定めのあるものに係る期間は通算す</u></p>

る。

- 6 令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の職員であった者で引き続き本市に採用された職員に対し与えられる年次有給休暇の日数については、第12条第1項の規定にかかわらず、組合勤務時間条例の規定により適用する佐野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定による年次有給休暇の残日数とする。

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正案 新旧対照表
(第5条関係)

現 行	改 正 案
附 則 1～3 (略)	附 則 1～3 (略) <u>(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う期末手当の取扱い)</u> 4 <u>令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の会計年度任用職員であった者で引き続き本市に採用された職員のうち、同年4月1日以後同組合の会計年度任用職員であった者については、当該会計年度任用職員であった期間を本市の会計年度任用職員であった期間とみなし、第12条第1項において準用する給与条例第17条の2第2項及びこの条例第12条第2項の規定を適用する。</u>

佐野市職員の給与に関する条例の改正案 新旧対照表
(第6条関係)

現 行	改 正 案
附 則 1～20 (略)	附 則 1～20 (略)

(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う期末手当及び勤勉手当の取扱い)

21 令和5年9月30日において解散前の佐野地区衛生施設組合の職員であった者で引き続き本市に採用された職員のうち、同年6月2日以後同組合の職員であった者については、当該職員であった期間を本市の職員であった期間とみなし、第17条の2及び第17条の5の規定を適用する。

(佐野地区衛生施設組合の解散に伴うその他の経過措置)

22 前項に定めるもののほか、令和5年9月30日までに解散前の佐野地区衛生施設組合職員の給与に関する条例（昭和37年県南地区し尿処理組合条例第9号）の規定により適用する佐野市職員の給与に関する条例の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為とみなし、期間は通算する。

佐野市職員等の旅費に関する条例の改正案 新旧対照表

(第7条関係)

現 行	改 正 案
附 則 1～3 (略)	附 則 1～3 (略) <u>(佐野地区衛生施設組合の解散に伴う経過措置)</u> 4 <u>令和5年9月30日までに解散前の佐野地区衛生施設組合職員等の旅費に関する条例（昭和37年県南地区し尿処理組合条例第10号）の規定により適用する佐野市職員等の旅費に関する条例の規定によりなされた承認、決定その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</u>